

午前十時 七分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第八号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び各特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・平野文活君登壇）

○総務文教委員会委員長（平野文活君） 総務文教委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分外十一件について、三月十六日、十七日の二日間にわたり慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、消防本部関係費では、今回、特に平成十四年十一月十八日に発生した火災事故を教訓に、再発防止に重点を置いた予算編成であると見受けられるものの、今後における消防活動が円滑に、また職員の安全確保を保持するための体制づくりに向け、計画的な職員採用を図るべきであるとの意見に対し、現在、消防車両の出動体制は、消防署本署においては四名、各出張所では三名体制であることから、総体的に四名の乗車体制で出動できるようにしたい。なお、平成十九年度から五カ年間は、退職者がかなりの数に上るため、平成十六年度から平成十七年度の二カ年にかけて前倒しをして新規職員の採用を図るよう、人事当局に申し入れているところでもあり、今後とも継続して協議を重ねてまいりたい。あわせて、臨時・嘱託職員の活用も視野に入れての人員の確保も図ってまいりたい。特に通信指令の分野では、通信業務に精通した嘱託職員の採用を行えるよう準備段階に入っている旨の説明がなされましたが、さらに委員から、現今の財政情勢が厳しい折ではあるものの、市民・観光客の生命と財産を守る第一線を担う消防・救急業務であることを勘案するとき、真に必要なものは今後も継続して要求すべきであるとの意見が述べられた次第であります。

次に、総務課関係費では、各種委託料に関して質疑がなされ、市庁舎維持管理業務委託料について、今後は創意工夫を重ね、委託効率の向上を図りつつ経費の節減に努めるべきであるとの意見がなされました。

続いて、教育委員会関係費について、学校施設の耐震診断調査に関して、各学校施設は言うまでもなく台風や地震などの災害発生時における地域住民の避難所としての役割を担うところから、いまだ調査に着手されていない施設には、できるだけ早く耐震診断を行うとともに、建物の大規模改造に鋭意取り組まれるようにとの要望がなされました。

また、別府市立別府商業高等学校が、創立五十周年を迎えるに際して、施設改修工事費

を計上されたことは評価に値するが、特にトイレの改修に当たっては、工事への着手は学校の夏休みに行うなど、施工期間を十分考慮しながら、最近の生徒や教職員の生活実態に合致した整備を行うべく、学校現場の意見を十分取り入れていただくようにとの要望・意見、さらに、図書館や美術館等の文化施設整備に関して、将来におけるまちづくりの一環としてとらえるとき、関係部課と一層の連携を図りながら、これらの施設の存在意義・目的等を見直す中で、今後積極的な整備充実に努められたいとの意見が述べられた次第であります。

その他、当委員会所管の関係各課から、平成十六年度の重点事業等に対する詳細なる説明がなされたところでありますが、最終的に議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第二十三号平成十六年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算では、公共用地を先行取得する際に必要となる不動産鑑定評価手数料等の費用及び平成十六年度に取得し、現在、ピーコンプラザ、社会福社会館並びに周辺公共施設利用者への駐車場用地として利用している新日本製鐵跡地の借入金返済や、同土地の保全管理を行うための所要の経費を計上したものである。なお、新日本製鐵跡地に対する起債の償還は、十六年度中に終了する予定であるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議第四十八号別府市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてであります。

今回の改正のポイントは、大きく分けて三点であります。そのうち平成十五年十月に改正国家公務員退職手当法が施行され、本市においても、今日の財政状況等を総合的に勘案するとき、国家公務員に準ずることが妥当との判断に立ち、平成十七年四月一日から調整率を引き下げようとするものである。ちなみに、現行制度での支給率は最高六十二・七〇月であるが、改正後においては五十九・二八月となり、額にして百五十万円余の減額となるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第三十一号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、議第三十三号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議第三十四号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議第三十五号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議第三十六号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について、議第三十八号別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について、及び議第四十三号別府市火災予防条例の一部改正について、並びに議第四十九号別府市立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてまでの以上八件は、当局説明を適切妥当と認め、いずれも全員異議なく原案の

とおり可決すべきものと決定をした次第であります。

最後に、議第三十二号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

本件は、金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、平成四年十二月十六日に公職選挙法が改正され、地方選挙においても国政選挙に準じて、条例を定めることにより選挙運動費用の一部を公費で負担できることとなったが、これまで全国の市区では九三・二七%、九州圏内の市においては七三・四〇%の実施率であり、本市も平成十九年四月執行予定の別府市議会議員及び別府市長選挙から適用しようとするものであるとの説明がなされたところであります。

さきの三月十日開会の本会議においても活発なる論議がなされたところでありますが、国の三位一体の改革により、地方への交付税等の削減など厳しい地方財政が今強いられているところであり、本市においても十六年度予算案は厳しいものとなっている。その中で費用のかからない選挙、被選挙人が一人でも多く立候補しやすい制度で、民主主義の根源に関する問題であり、基本的には賛成である。ただし、この問題は、行財政改革と大きなかわり合いを持っていることにかんがみ、議会みずからの改革もあわせて実施すべきと考えており、一定の改革案が示されるまで慎重な対処をすべきであるとの意見がなされ、一たん委員会を休憩し、協議の結果、再開後、委員から、昨年来、別府市行政においては

「緊急財政再生宣言」と銘打って全庁挙げての行財政改革に取り組んでいること等を加味するとき、議会みずからが議会改革に取り組むべく議論を重ねる必要性に迫られていると思われるところから、その結論が得られるまで選挙公営の条例を制定することには、より慎重を期すべきとの観点から、さらに閉会中も引き続き継続審査に付されたいとの動議が提出され、本動議を採決の結果、議第三十二号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、全員異議なくさらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案十二件に対する審査の経過と結果についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・原 克実君登壇）

○観光経済委員会委員長（原 克実君） 観光経済委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議案九件について、三月十六日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

観光課関係部分では、委員より、観光戦略会議における取り組みについて、戦略会議の

委員からいろいろ提言がこれから出てくると思うが、単に戦略会議からの提言や意見を集約するだけにとどまらず、もっと当局としての主体性を前面に打ち出す中で、より積極的な今後の観光施策の推進を図ってほしいとの意見がなされました。

農林水産課関係部分では、委員より、誕生記念植樹大会について、これまで七回開催したと聞いているが、これは大変すばらしいことである。別府市の約六三％は森林原野であり、このような事業を行うことにより市民が森・水・環境の大切さを認識し、特に子供のころからこの感性を高めることがとても大事であるので、ぜひ今後とも存続してほしいとの要望がなされました。

以上の経過を踏まえ、最終的に議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十号平成十六年度別府市競輪事業特別会計予算についてであります。

委員より、競輪場の施設改善について、今回、メインスタンド改修工事設計委託料が計上されているが、今後の競輪事業の取り組みについてどのように考えているかとの質疑に対し、今回、メインスタンド改修工事が完成することにより、特別競輪の誘致活動にもこれまでより積極的に働きかけることができ、誘客効率の向上による収益増加を図っていきたいとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第二十五号平成十六年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算につきましては、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第二十七号平成十六年度別府市温泉事業特別会計予算、及び議第二十八号平成十六年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算についてであります。

委員より、堀田温泉について、完成後約一年が経過しているが、現状はどのようになっているかとの質疑がなされました。当局より、入湯客について、当初予想を大きく、また収支においても現在のところ黒字であり、今後についても入湯客、とりわけ地域住民等の協力を仰ぎながら健全経営に向けて鋭意努力を重ねてまいりたいとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、議第三十六号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について関係部分、議第三十七号別府市手数料条例の一部改正について、議第四十一号別府市労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議第四十七号別府市菅亀陽泉会館長期かつ独占的な利用についてにおいても、当局の説明を了とし、以上四件について採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案九件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・池田康雄君登壇）

○厚生委員会委員長（池田康雄君） 厚生委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分外十件につきまして、三月十六日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

それでは、議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

最初に、市民課関係部分については、当局より、本年一月に公的個人認証サービスが開始され、十六年度末までには戸籍総合システムが稼働予定であるとの説明に対し、委員より、今、全国的に個人情報保護が問題になっている。別府市においてもセキュリティーに注意し、遺漏なく作業を進めてほしいとの要望がなされました。

次に、清掃課関係部分では、合併処理浄化槽の補助対象区域の見直しについて、委員より、市民の負担がふえることにもなり、何らかの対策はないのかとの質問に対し、国、県に対し従来並みの制度に戻すように働きかけていきたいとの当局答弁を了としたところであります。

続きまして、社会福祉課関係部分であります。

委員より、生活保護に要する経費が六十億円を超え、伸びがなかなかとまらない状況にある。年金担保の問題などで保護を開始するようなケースも多いと聞いているが、現状の把握をしているのかとの質問に対し、保護開始前の段階で把握することは難しいが、申請の段階及び開始後の指導に当たっては厳しく対処し、今後も保護の適正化を図ってまいりたいとの答弁を了といたしました。

また、社会福祉会館の改修に当たっては、従来行われている乳幼児健診などに支障を来たさないように配慮してもらいたいとの要望もなされました。

続いて、児童家庭課関係部分では、委員より、本年度建設する西部地区児童福祉施設（仮称）は、中学生の居場所づくりとしての機能があると聞いている。児童館の新しい展開として評価しているが、名目だけのものにならぬように対応していただきたいとの要望に対し、当局より、その対応として、児童厚生員の資格を持った職員や嘱託を配置することや、教育委員会にも働きかけ、地域の学校の教職員も時間の許す限り児童館に足を運んで指導していただく計画があるとの答弁を了とした次第であります。

次に、保健医療課関係部分では、本年度より休日在宅当番医制事業で県の補助がなくなり単費で行うことになったが、今後とも大事な事業であるので続けていってほしいと

の要望に対し、市民の安心のための事業であり、引き続き継続していきたいとの当局答弁を了とした次第であります。

最後に、介護保険課関係部分では、委員より、最近の介護サービス費の伸びについて、国の方針が福祉からサービスへの流れになっており、また他方で、営利企業である介護サービス事業者が過剰なサービスを提供するあまり、将来はサービス費の増大を補うために保険料を上げざるを得ないといった悪循環を招きそうな状況である。何らかの方策はあるのかとの質問に対し、当局より、介護サービスを市の方より制限するといったことはできないが、サービスを行う前提として介護プランを作成するケアマネージャーの資質向上のための研修会等を引き続き開催し、適正な介護サービスを実施していきたいとの答弁を了とした次第であります。

そのほか環境安全課、保険年金課、人権同和教育啓発課、障害福祉課、高齢者福祉課関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分につきましては、採決の結果、人権同和教育関係部分で反対の意思表示がなされましたが、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

さらに、議第十九号平成十六年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第二十一号平成十六年度別府市交通災害共済事業特別会計予算、議第二十六号平成十六年度別府市老人保健特別会計予算、議第二十九号平成十六年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第三十六号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について関係部分、議第三十九号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第四十号別府市共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第四十六号市有建物の譲与につきましては、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第四十四号及び四十五号、市有建物の譲与については、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、賛成者多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の結果と経過について報告を終わります。

議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・山本一成君登壇）

○建設水道委員会委員長（山本一成君） 建設水道委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分外五件について、三月十六日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

土木課関係部分では、土木事業に対する国庫補助金等、土木事業費の動向についての質問に対し、昨年度に比べ一部減額があるものの、交通安全施設等整備事業の補助率が上がるなど、国もバリアフリー化等に力を入れており、財政再生の中ではあるが、緊急性等を考慮しながら積極的に事業を推進していきたいとの答弁がなされました。

次に、都市計画課関係部分についてであります。地域住民を対象としたワークショップ等を開催し、新たに都市計画地域別構想を策定するとともに、別府駅や亀川駅周辺のバリアフリーを取り入れた整備計画を策定する旨の説明がなされました。

続きまして、公園緑地課、総合体育施設建設室、建築指導課、下水道課から、新年度予算について説明がなされたところでありますが、以上の建設部関係の説明に対し委員より、一つ、下水道計画区域外の公共施設整備に当たっては、利用者の負担軽減を考え、国庫補助のある浄化槽市町村整備推進事業による合併浄化槽の利用を検討すること、一つ、河川整備については、災害防止を考慮しながら環境保全等を視野に入れ、観光立市にふさわしい河川のあり方を踏まえた計画を策定し、あわせて関係官庁への働きかけを積極的に行うこと、一つ、都市景観については、本市としての方向性を定め、必要に応じて制限を設けた条例等の整備を検討すること、一つ、基本構想等計画の策定に当たっては、全庁体制で臨み、実効性のある計画を策定するとともに、これに継続性を持たせること等の要望がなされましたが、最終的に議第十八号関係部分は、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第三十六号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正についての関係部分であります。当局説明に対し委員より、別府市営店舗の使用料の減額改正に一定の評価はできるものの、引き続き定期的な見直しを行うとともに、市営店舗の空き店舗対策を講じ、周辺地域や商店街の活性化を図るよう、要望がなされました。

続いて、議第二十四号平成十六年度別府市公共下水道事業特別会計予算については、当局説明を了とし、以上二件を採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、水道局関連議案であります。

議第三十号平成十六年度別府市水道事業会計予算、及び議第三十五号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についての関係部分、並びに議第四十二号別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について当局より説明がなされましたが、委員より、水道局経営健全化について、企業手当を含めた特殊勤務手当の支給状況の実態と民間状況を早急に調査し、実情にそぐわないものについては、廃止を含め見直す必要があるのではないかとの厳しい意見がなされました。また、高度情報化の推進に当たっては市長部局と十分協議し、導入するシステムについては経費削減に努めること、民間委託することにより効率化が図れる業務については、アウトソーシングを図るなどの自助努力が

必要である等の指摘や意見がなされたところであります。

最終的に以上三件について採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長。

（観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長・朝倉 斉君登壇）

○観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長（朝倉 斉君） 観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分につきまして、三月十八日に委員会を開会し慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果について、簡単に御報告を申し上げます。

最初に、商工課関係部分についてであります。

企業誘致推進に要する経費のうち、リサーチヒルの企業誘致について、委員より、今後の方針を問う質疑がなされました。有効面積が少ない土地に対し誘致を続けるに当たり、価格を大幅に引き下げることで、また、住宅地や公園などの用地転換を図ることについての質疑に対し、当局から、周辺の土地単価も考慮して、十六年度には価格の引き下げも検討していること、また、土地の形状から有効活用を図ることが困難と思われる用地部分については市で引き取り、公園の転換も検討しているが、財政当局や県の企業誘致に対する補助金の問題から、協議が遅々として進展していないのが現状であるとの答弁がなされました。これに対し、売却できない場合、利息の返納だけでも年一千万円の負担を要することもあり、同じ議論を繰り返していることも踏まえ、県の補助金を返還してでも方針を決めるべきとの指摘がなされました。

次に、観光課関係部分であります。

コンベンションビューロー補助金減額に対する質疑の中で、当局より、補助金については、市、県において協議する中において決定したものであり、ビューローの経営改善を図り運営していく。また、平成十八年度には、県は補助金打ち切りとしているが、それまでも協議を重ねていくとの説明がなされました。さらに今後も、設計者の意匠権の問題も含め、将来にわたるコンベンションビューローの存在意義等を考慮し、よりよい方向性を見出せるよう模索していきたいとの答弁がなされました。

以上のように質疑を経て採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長。

（交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長・村田政弘君登壇）

○交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長（村田政弘君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分外一件について、三月十八日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算、企画調整課関係部分についてであります。

まず、生活バス路線維持費補助金に対し委員より、地元住民の交通需要を調査し、費用面を考慮した上で利用者にとってよりよい対策を講じることが必要であり、他の交通機関の利用も含めた検討を行うべきであるとの意見がなされました。

次に、交通体系整備促進に要する経費について、当局より、大分県国際定期航空路線運航協議会等、交通体系に対する取り組み状況について説明がなされたところであります。これに対し委員より、日豊本線の高速化、複線化について、観光立市である別府市が牽引的な役割を担い、沿線の自治体と一致協力し、国や関係機関に積極的に働きかけるべきであるとの意見がなされました。

また、一部委員より、大分県国際定期航空路線運航協議会負担金等の支出について反対意見が表明されましたが、最終的に採決の結果、賛成者多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第十八号都市計画課関係部分及び議第二十二号平成十六年度別府市海岸整備事業特別会計予算であります。

最初に、本年度の海岸整備事業に対する予算の説明がなされましたが、委員より、観光港整備の必要性について質疑がなされ、当局より、本市は、災害特定観測地域に指定されており、災害発生時に救援物資等の円滑な輸送に資するため耐震岸壁を施工するものであります。あわせて、不定期航路船の常時接岸が可能になり、観光浮揚にもつながるものと説明がなされました。

また、委員より、本市の海岸線の姿が変貌しようとしているこの機会をとらえ、二十一世紀の新しいまちづくりの観点に立ち、そのほかの都市計画と互いにリンクし、総合的な都市整備を推進してほしい旨の要望がなされたところであります。

以上二議案について、一部委員より反対である旨の表明がなされましたが、最終的に採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたところであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査とその結果についてであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 南部地域振興対策特別委員会委員長。

（南部地域振興対策特別委員会委員長・浜野 弘君登壇）

○南部地域振興対策特別委員会委員長（浜野 弘君） 南部地域振興対策特別委員会は、去る三月十日の本会議において付託を受けました議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分について、三月十八日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

都市計画課関係部分についてであります。委員より、別府市総合基本計画の中で、「南部振興の拠点開発の啓蒙を行うため」とあるが、今まで委員に対して何も説明がないのはいかがなものか。これから表面化してくる楠港跡地、旧南小学校跡地利用等について、できるだけ早期に実現可能な具体策を模索し、委員並びに地域住民に対し意見交換会等を実施し、地域の方々に喜ばれるまちになるよう、もっと積極的に取り組んでもらいたいという意見がなされた次第であります。

次に、教育総務課関係部分であります。委員より、今回、南小学校跡地利用検討委員会の経費が計上されているが、今後の取り組みについてどのように考えているのかとの質疑に対し、この問題は、単に教育委員会だけにかかわる問題ではなく、市を挙げて取り組む必要があることから、関係部署へ事務局設置の要請も行っているところであるとの答弁がなされ、委員より、この予算が計上されたことに対して一定の評価はするが、当該地域の活性化に資するため、総合的見地から、市長部局による検討委員会を早期に立ち上げ、住民の期待に沿うよう邁進していただきたいとの要望がなされました。

最終的に議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果を報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

七番・猿渡久子君。

（七番・猿渡久子君登壇）

○七番（猿渡久子君） 日本共産党議員団を代表して、議第十八号平成十六年度一般会計予算と、議第二十二号海岸整備特別会計予算、及び議第四十四号、四十五号、市有建物の譲与についての議案に、反対の立場から討論を行います。

まず、平成十六年度一般会計予算についてです。

平成十六年度当初予算の全体的な特徴は、小泉内閣の三位一体論による国庫補助金の削減や税源移譲を含む国と地方の税配分見直し、地方交付税の改悪が強行されたことにより、

別府市でも地方交付税が約十一億円、臨時財政対策債が約九億円、合計約二十億円も十五年度の決算見込みより減額されたことにあります。公立保育所運営費負担金の削減が二億三千六百三十三万円、介護保険事業費交付金など介護保険関係での削減が約三千五百四十万円、休日在宅当番医制度の補助金の削減が約三百十四万円など、廃止された補助金の合計だけでも二億八千三百万円余りになります。これらの財源不足を補うために、基金を十一億円余り取り崩し財源に充てるという異常な事態になっています。

これほど財政が大変厳しい中、海岸整備の事業は不要不急のものであり、反対です。新若草港背後地埋立造成に要する経費は、総額百六十二億円にも上る人工の砂浜などをつくる海岸整備事業の一環であり、反対です。地域漁業活性化に要する経費も、その事業に伴うものであり、反対です。この事業は、防災面の整備に絞り、規模を縮小すべきと考えます。関の江海岸整備に要する経費についても、関の江海岸は、唯一残っている自然海岸であり、この自然海岸を生かした整備が求められており、人工海岸事業には反対です。

不況の中、国民の生活は大変厳しい状況に置かれています。高齢者世帯は、今年度までに医療改悪、年金給付カットなどの負担がふえた上、新年度にはまたも年金がカットされ、年金への課税も強化されます。これだけ国民に痛みを押しつけ、地方へも大きな財政負担を押しつけながら、百六十二億円もの海岸整備事業を行うことに、市民の理解が得られるものではありません。家庭の収入が減り会計が厳しいときには、家や庭にお金をかけるよりも生活を優先させるのが当たり前ではないでしょうか。

太平洋新国土軸構想推進大分県期成会負担金は、豊予海峡大橋を推進する事業であり、反対です。これほど財政が厳しい中、この事業は中止すべきであり、別府市は、この期成会から離脱すべきです。

また、大分県国際定期航空路線運航協議会負担金に反対です。外国の民間企業に対する支援ではなく、航空運賃の軽減などの直接支援に変えるべきです。

同和団体の補助金五百八十万円に反対です。すでに国の特別措置法の期限は、平成十四年三月末に切れており、指定地域のない別府市での補助金は廃止すべきです。団体から市に提出されている収支報告書には、会費がゼロとなっていますが、このような実態の把握ができていない団体に補助金を交付すべきではありません。同和を「人権」という名にかえての特別扱いを、すべてなくすべきです。

次に、海岸整備事業特別会計予算についてです。石垣地区背後地埋立造成に要する経費に反対です。総工費百十五億五千万円の第四埠頭、三万トンバースの事業の一環です。これについても緊急を要するものではなく、市民生活や市の財政がこれほど厳しい中で、あえて推進することに市民の理解が得られるものではありません。

次に、議第四十四号と四十五号、山の手保育所と境川保育所を民間に移管するに当たり、市有建物を譲与するための議案に反対です。少子化や子育て不安が進む中、また、不況の

中でさまざまな事情を抱えた家庭がふえる中、公立保育所の果たす役割はますます重要性を増しており、公立保育所の民間移管には反対です。

以上、述べた点について反対いたします。

なお、それ以外の予算、議案については賛成です。財政が厳しい中でも西部地域児童福祉施設（仮称）の建設工事関係経費として約四億八千五百万円を計上しているほか、小学校一年生への木製の机といすの配置、中央保育所や境川地区の放課後児童クラブ室の施設整備、消防職員の装備の充実、バリアフリー基本構想策定などの市民生活に直結した部分で充実を図るための経費を確保している点は評価をするものであることを申し添えて、日本共産党議員団を代表しての反対討論といたします。

議員の皆さんの御賛同を、お願いいたします。（「反対して賛成があるか」、「同じ案件で賛成と反対があるか」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第三十二号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてに対する委員長の報告は、継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第十八号平成十六年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第二十二号平成十六年度別府市海岸整備事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第四十四号市有建物の譲与について及び議第四十五号市有建物の譲与についての以上二件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上二件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第十九号平成十六年度別府市国民健康保険事業特別会計予算から、議第二十一号平成十六年度別府市交通災害共済事業特別会計予算まで、及び議第二十三号平成十六年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算から、議第三十一号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてまで、及び議第三十三号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから、議第四十三号別府市火災予防条例の一部改正についてまで、並びに議第四十六号市有建物の譲与についてから、議第四十九号別府市立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてまでの以上二十七件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上二十七件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上二十七件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二により、議第五十号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第五十二号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上三件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第五十号から議第五十二号までの三件は、人権擁護委員として堀榮治氏、佐藤静氏並びに太田一宇氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第五十号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第五十号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

上程中の議第五十一号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第五十一号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

上程中の議第五十二号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第五十二号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第三により、報告第一号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第三号寄附受納についてまで、以上三件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第一号は、別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてであります。事業としましては、土地造成事業用地の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第二号は、市道上の事故外四件の和解につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により、報告するものであります。

報告第三号は、寄附受納の報告であります。観光関係、環境安全関係、土木関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上三件につきまして、御報告いたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。
以上三件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第四により、議員提出議案第一号六十五歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書から、議員提出議案第三号二〇〇五年国家予算編成において、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書まで、以上三件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三番・市原隆生登壇）

○三番（市原隆生君） 議員提出議案第一号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

六十五歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

日本は、二〇〇七年には、総人口の約三人に一人が六十歳以上の高齢者となることが見込まれている。我が国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっている。しかしながら、我が国において何らかの形で六十五歳まで働ける場を確保している企業の割合は、全体の約七〇％、そのうち希望者全員が六十五歳まで働ける場を確保している企業は、全体の約三〇％にとどまっている。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者は一たん離職すると再就職は大変に困難な状況にある。

国及び政府においては、団塊の世代の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で六十五歳まで働き続けることができるようにするため、下記のような定年年齢の引き上げや継続雇用制度の義務化を初めとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備など、所要の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

一、厚生年金の支給開始年齢引き上げを踏まえ、定年年齢の引き上げ、または原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように、高年齢者雇用安定法の改正を行うこと。

二、厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取り組みに対する財政上の支援策を講じるなど円滑な制度の導入・整備に努めること。

三、高齢期には、個々の労働者の意欲、体力など個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも多様化することから、多様なニーズに対応した雇用・就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講じること。

四、ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介などの就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供などの総合的な就労支援を行う窓口としてシルバー人材センターを活用し、高齢者をサポートすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成十六年三月二十三日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第一号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十六番・田中祐二君登壇）

○十六番（田中祐二君） 議員提出議案第二号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金課税強化の撤回を求める国への意見書

政府は、昨年十二月、平成十六年度税制改正案の中で年金の課税強化を決定しました。この政府改正案は、現在、年金受給者に適用されている公的年金控除及び老齢者控除を縮小・廃止し、これを平成十七年から実施するというものです。しかし、この改正案は、年金生活者に対する増税案であると同時に、実質的な年金の引き下げを行うこととなります。

また、年金の課税強化は、年金所得の課税にとどまらず、住民税の新たな課税または増税となり、これが国民健康保険料や介護保険料を押し上げ、さらなる公的負担増へと波及していくこととなります。

平成十六年度税制改正の中で、①公的年金控除のうち、六十五歳以上の定額控除百万円を廃止し五十万円にする。②最低保障額六十五歳以上百四十万円を廃止し、百二十万円にする。③老年者控除五十万円を廃止する。

以上の改正案について撤回するよう、政府に対して要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成十六年三月二十三日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

殿

内閣総理大臣

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十七番・高橋美智子君登壇）

○十七番（高橋美智子君） 議員提出議案第三号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

二〇〇五年度国家予算編成において、

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

今、三位一体改革の論議の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になっています。義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が、国民として必要な基礎的資質を培う、社会人となるためのセーフティネットです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。このようにこの制度は、国と地方が義務教育にかかわる共同責任を果たすためのものです。したがって、同制度は、地方分権の推進を阻害するものではありません。現在、三十人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。このように現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、このような施策は、国の財政負担と責任において行われるべきです。

財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。こうした義務教育費国庫負担制度の意義を踏まえ、昨年、都道府県段階では二十議会、市町村段階では過半数を超える千七百九十六議会から、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されています。さらに、調査では、市町村教育委員会のほとんどが、現行の制度を「必要」と回答しています。また、財源移譲がされれば、義務教育費国庫負担制度は廃止して構わないとの指摘がありますが、多くの県では、財源が確保できずに、四十人学級など現在の教育条件の維持が危惧されます。

このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。ぜひ国の責務である教育水準や最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、交付金や一般財源化を行わないことを強く要請します。

また、義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、学校事務職員の扱いについて、前倒し検討すべきとの指摘があります。学校は、地域や保護者に対する責任ある学校経営を行う必要があります。そのためには、教育行政職の視点・能力を有する職種が必要とされており、学校事務の総括責任者である学校事務職員抜きでは学校が成り立たなく、教育改革の実現も図られません。したがって、義務教育費国庫負担制度の対象職員として、学校事務職員を引き続き堅持すべきです。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成十六年三月二十三日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

殿

財務大臣

文部科学大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第三号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第五により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

先ほど、副議長・野口哲男君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

野口哲男君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、野口哲男君の副議長辞職を許可することに決しました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

準備の都合上、しばらくお待ちください。

（投票準備）

○議長（清成宣明君） それでは、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（清成宣明君） だいまの出席議員は、三十人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（清成宣明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（清成宣明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

（投票）

○議長（清成宣明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（清成宣明君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に六番・萩野忠好君及び十六番・田中祐二君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

これより開票を行います。

（開票）

○議長（清成宣明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数三十票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票三十票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、

十一番	松川峰生君	二十二票
十六番	田中祐二君	五票
十四番	野田紀子君	三票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、八票であります。

よって、松川峰生君が副議長に当選されました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました松川峰生君が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

今一度、準備のため、しばらくお待ちください。

（あいさつ準備）

○議長（清成宣明君） それでは、新・旧副議長より、それぞれ退任・就任のごあいさつをお願いいたします。

〔新旧副議長あいさつ〕

○旧副議長（野口哲男君） けさほど、議長あてに辞任届けをいたしました。おかげさまで、後任に人物・識見ともにすばらしい松川議員が選ばれた後、心置きなく退任をさせていただきます。

昨夜、テレビを見ておりましたら、佐々淳行の七十四冊にも及ぶ二十三歳からの警察官、あるいは危機管理官としての手帳論法に基づいた危機管理の実態というものが報道されておりました。今や国、それから国民を守るという一つの大きな節目としての日本の行き先というものが、非常に危ういという感じがしておりますが、特に別府市においても、私どもは国を守る国民を守ると同じように、市民をどのように守っていくのか、市民生活を向上させていくのか、これが私ども議会に求められた大きな課題であろうかということ、

この副議長を通じて、一年に満たない期間ではございましたけれども、認識をさせていただきました。おかげさまで一生懸命運用規則あるいは規程を読ませていただきましたが、世間に名だたる別府市議会も何とか平穩無事に、マスコミ関係者をお騒がせすることもなくこの一年を乗り切っていたことに関しまして、本当に議員各位の御協力を感謝するところであります。議長代行としてどれだけのことができたかと言われますと、何もできないという気がいたしますが、私個人としては、この副議長職を通じて今一度議員の原点に立ち返り、別府市のために、それから、これからの自分自身のためにも大いに勉強させていただきました。本当に皆さん方のおかげでございました。

どうもありがとうございました。また、どうぞ今後ともよろしく願います。

(拍手)

○新副議長(松川峰雄君) 皆さんのおかげで御推挙いただきまして、まことにありがとうございました。浅学非才の身でございますけれども、議員各位、市長初め市職員の皆さんの御協力をいただきますとともに、全力で議会運営に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。(拍手)

○議長(清成宣明君) それでは、市長よりごあいさつがありますので、願いをいたします。

[市長あいさつ]

○市長(浜田博君) では、一言お礼と、そしてまたお喜びを申し上げたいと思います。まずは、野口副議長さんにおかれましては、この一年間、まさに清成議長を補佐しながら、別府市勢の発展と地域住民の福祉の向上に多大なお力添えをいただきましたことを、行政を代表いたしまして、この場をお借りいたしまして、厚く感謝とお礼を申し上げます。

今後とも、別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。本当に、ありがとうございました。

また、ただいま、大多数の皆様方の御支持によりまして、新副議長に就任されました松川議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かし、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただきます。また、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上にお力添えをいただきますことをお願い申し上げます。お祝いのあいさつとさせていただきます。本当に、おめでとうございます。(拍手)

○新副議長(松川峰生君) 一言あいさつが抜けましたので、追加をさせていただきます。議長の御指導もいただきながら、議会運営に努めてまいりたいと思いますので、清成議長、どうぞよろしく願います。(拍手)(発言する者あり)

○議長(清成宣明君) 次に、日程第六により、議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、

一番 長 野 恭 紘 君
五番 麻 生 健 君
八番 吉 富 英三郎 君
十四番 野 田 紀 子 君
十九番 山 本 一 成 君
二十六番 原 克 実 君
二十七番 内 田 有 彦 君
三十番 朝 倉 齊 君
三十一番 村 田 政 弘 君

以上九名の方々を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上九名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

休憩いたします。

午前十一時 四十分 休憩

午前十一時五十分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・村田政弘君登壇）

○議会運営委員会委員長（村田政弘君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

最初に、正・副委員長の互選を行いました。不肖私、村田政弘が委員長に、長野恭紘君が副委員長に選任されましたので、よろしく願い申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は、当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全会一致をもって議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果についての御報告を申し上げます。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。ここで、三月三十一日をもって退職されま

す部課長さんに対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、このたび退職されま

す部課長さんを御紹介いたします。

亀岡 建設部長さん

吉本 消防長さん

藤沢 観光経済部次長さん

松尾 選挙管理委員会事務局長さん

村上 市民課長さん

村上 亀川出張所長さん

脇 朝日出張所長さん

若杉 別府商業高校事務長さん

工藤 消防本部予防課長さん

首藤 消防本部庶務課参事さん

手嶋 水道局配水課長さん

以上十一名の皆様方であり

ます。今回退職されま

す皆様方におかれましては、長年にわたり職員の先頭に立ち、豊富な識見をもって本市行政の発展と市勢の進展に尽くされたその御功績は、言葉に言い尽くせないものがあり、感謝申し上げるほかありません。皆様方は、この三月三十一日をもって長い役所生活に一応ピリオドを打たれるわけではありますが、今後とも本市発展のため御指導・御協力をいただきますよう、衷心よりお願い申し上げます。

課・後藤洋子参事さんが、退職辞令交付前に亡くなられましたことは、非常に残念な出来事であり、ここに心から哀悼の意を表しますとともに、退職されます皆様方が、これからもなお一層御多幸・御健勝でありますよう、心からお祈りいたしまして、意を尽くせませんが、感謝の言葉といたします。（拍手）

ここで、今回退職されます部課長さんを代表して、亀岡建設部長さんにごあいさつをお願いいたします。

○建設部長（亀岡丈人君） 大変僭越ではございますが、退職部課長十四名を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいま、清成議長さんより、心温まるお言葉をいただきまして、大変ありがとうございました。

振り返ってみますと、私ども、三十年から四十年近くにわたり別府市役所に勤務してまいりましたが、三月三十一日をもって退職することとなりました。それを思えば感無量でございます。元号が昭和から平成に変わり、経済は高度成長時代、バブル全盛時代、その後のバブル経済破綻など、それぞれの時代に幾多の思い出がございます。この間、別府市を取り巻く環境が大きく変わろうとしたとき、微力でありましたが、別府市勢の発展に貢献できたことは、私どもの大きな喜びでございます。

本年は、別府市制施行八十周年の記念の年であり、国際観光温泉文化都市としてまさに「再生別府の礎」を築こうとしております。これからは、一市民として別府市発展のため、微力ではございますが、今日まで培ってまいりました経験を生かし、別府市のために少しでもお役に立てればと考えております。

最後になりましたが、別府市議会の今後ますますの御発展と議員皆様方の御健勝・御活躍を祈念申し上げますとともに、浜田市長が目指します「市民が主役の市民の政治」の実現に向け、別府市のさらなる飛躍・発展を心からお祈り申し上げまして、意は尽くせませんが、退職者を代表してのごあいさつといたします。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

以上で平成十六年第一回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十六年第一回市議会定例会を閉会いたします。

午後零時 零分 閉会

